

平成29年8月1日

庁舎建設予定地地歴調査委託の結果概要について

1 所在地

小金井市中町三丁目19番16号（庁舎建設予定地）

2 所在地番等

	地番	地目
(1)	小金井市中町三丁目1957番5	宅地
(2)	小金井市中町三丁目1957番7	宅地
(3)	小金井市中町三丁目1957番9	宅地
(4)	小金井市緑町五丁目1957番17	宅地

3 主な委託内容及び成果品

対象地の土地利用の履歴調査

- (1) 土地利用の履歴等調査届出書
- (2) 土壤汚染状況調査計画書
- (3) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

4 土地利用の履歴及び選定した物質

添付資料(1)のとおり

5 今後の流れ

土壤汚染状況調査で地歴調査により選定した物質について土壤の汚染状況を調査する。

6 添付資料

- (1) 土地利用の履歴及び選定した物質
- (2) 手続きフロー
- (3) 調査平面図

土地利用の履歴及び選定した物質

年代	対象地の土地利用の状況	対象地の土壌汚染の可能性	選定した物質
1932年 (昭和7年)	対象地は空き地である。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	
1941年 (昭和16年)	対象地は1932年(昭和7年)と同様であった。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	
1947年 (昭和22年)	対象地西側に、蛇の目ミシン工業㈱の建物が一部存在しているが、工場等の特定有害物質の使用等の可能性のある施設はみられない。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	
1954年 (昭和29年)	対象地は、1947年(昭和22年)と同様であった。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	
1957年 (昭和32年)	対象地は、1954年(昭和29年)と同様であった。	土壌汚染の可能性は考えにくい。	
1964年 (昭和39年)	対象地は、蛇の目ミシン工業㈱の小金井工場の第二敷地となっている。小金井工場の第二敷地では、ミシンの塗装作業や脱脂作業が行われていた。また、第二敷地内では、線路沿いの建物に重油タンク、危険物倉庫にシンナー、塗料、ガソリン等が保管されていることが確認されている。	土壌汚染の可能性が高いと考えられる。	(使用が確認された物質) 【第一種特定有害物質】クロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン 【第二種特定有害物質】六価クロム 【第三種特定有害物質】ポリ塩化ビフェニル
1967年 (昭和42年)	対象地は1964年(昭和39年)と同様であった。	土壌汚染の可能性が高いと考えられる。	(使用の可能性を否定できない物質) 【第一種特定有害物質】四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン
1969年 (昭和44年)	対象地は1967年(昭和42年)と同様であった。	土壌汚染の可能性が高いと考えられる。	【第二種特定有害物質】カドミウム及びその化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
1975年 (昭和50年)	対象地は1969年(昭和44年)と同様であった。	土壌汚染の可能性が高いと考えられる。	

土地利用の履歴及び選定した物質

年代	対象地の土地利用の状況	対象地の土壌汚染の可能性	選定した物質
1977年 (昭和52年)	対象地は1975年(昭和50年)と同様であった。	土壌汚染の可能性が高いと考えられる。	前項と同じ
1978年 (昭和53年)	対象地は1977年(昭和52年)と同様であった。	土壌汚染の可能性が高いと考えられる。	
1984年 (昭和59年)	対象地は1978年(昭和53年)と同様であった。	土壌汚染の可能性が高いと考えられる。	
1986年 (昭和61年)	対象地は1984年(昭和59年)と同様であった。	土壌汚染の可能性が高いと考えられる。	
1992年 (平成4年)	対象地内の小金井工場について解体が行われ、一部の建物及び塀は寄付された。	土壌汚染の可能性が高いと考えられる。	
1993年 (平成5年)	対象地西側に、リサイクル事業所、東側に公園広場が存在している。リサイクル事業所での作業内容は、市内各家庭から粗大ごみとして搬出された再利用可能な家具木工品類や日常生活品類(家庭電化製品、自転車、音響製品)などを収集し、簡易な補修、清掃を行ったうえで、販売を行っているのみであり、特定有害物質の使用がないことを確認しているが、収集物の中に有害ごみが混入し、その中に特定有害物質が含まれている可能性を必ずしも否定できない。また、公園広場において、除草剤及び殺虫剤の使用は確認されていない。	土壌汚染の可能性が必ずしも否定できない。	※収集物の中に、乾電池やボタン電池等が混入している可能性が否定できない。 (使用の可能性を否定できない物質) 【第二種特定有害物質】カドミウム(電池)、水銀(蛍光管)、六価クロム(塗料)、鉛(電池)
1994年 (平成6年)	対象地は、1993年(平成5年)と同様であった。	土壌汚染の可能性が必ずしも否定できない。	

土地利用の履歴及び選定した物質

年代	対象地の土地利用の状況	対象地の土壌汚染の可能性	選定した物質
1996年 (平成8年)	リサイクル事業所北側に隣接する建屋が空缶処理施設として利用される。空缶処理施設では、空缶及び金属類の選別・プレスを行っており、特定有害物質の使用がないことを確認しているが、収集物の中に有害ごみが混入し、その中に特定有害物質が含まれている可能性を必ずしも否定できない。	土壌汚染の可能性が必ずしも否定できない。	前項と同じ
1997年 (平成9年)	リサイクル事業所東側にペットボトル処理施設が建設される。ペットボトル処理施設では、ペットボトルの減容・ペール化、古布等の整理を行っており、特定有害物質の使用がないことを確認しているが、収集物の中に有害ごみが混入し、その中に特定有害物質が含まれている可能性を必ずしも否定できない。	土壌汚染の可能性が必ずしも否定できない。	
2001年 (平成13年)	対象地は、1997年（平成9年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が必ずしも否定できない。	
2002年 (平成14年)	対象地は、2001年（平成13年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が必ずしも否定できない。	
2006年 (平成18年)	リサイクル事業所北側に隣接する建屋（空缶処理施設の一部）が生ごみ肥料化実験施設として利用される。旧生ごみ肥料化実験施設は乾燥生ごみ肥料化を行っており、特定有害物質の使用がないことを確認しているが、当該施設は、空缶処理施設と同一の建屋内に存在し、仕切り等で区切られているわけではないため、空缶処理施設の収集物の中に混入した有害ごみが存在し、その中に特定有害物質が含まれている可能性を必ずしも否定できない。	土壌汚染の可能性が必ずしも否定できない。	
2009年 (平成21年)	対象地は、2006年（平成18年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が必ずしも否定できない。	

土地利用の履歴及び選定した物質

年代	対象地の土地利用の状況	対象地の土壌汚染の可能性	選定した物質
2013年 (平成25年)	対象地は、2009年（平成21年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が必ずしも否定できない。	前項と同じ
2015年 (平成27年)	生ごみ肥料化実験施設が閉鎖される。その後は、旧生ごみ肥料化実験施設として乾燥生ごみ及び肥料の保管のみを行っている。	土壌汚染の可能性が必ずしも否定できない。	
2016年 (平成28年)	対象地は、2015年（平成27年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が必ずしも否定できない。	
2017年 (平成29年)	対象地は、2016年（平成28年）と同様であった。	土壌汚染の可能性が必ずしも否定できない。	

◆法第4条第1項の手続きにおいて、法第14条第1項の申請をすることもできます。

通常フロー

土地の形質の変更の着手予定日の30日前までに
(法第4条第1項)
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

- 届出書鑑(法様式第6)
- 添付図面(平面図・断面図)
- 土地所有者の形質変更への同意書
等

汚染のおそれあり

調査報告命令の7日前までに

← 弁明の機会の付与通知

弁明有 → 弁明書の提出
弁明無 → 弁明書の提出なし
又は 弁明が無い旨の表明

土地の形質の変更の着手予定日の前までに

← (法第4条第2項)調査報告命令

※改めて調査を実施する場合

土壤汚染状況調査の実施

(法第4条第2項)

土壤汚染状況調査結果報告書

- 報告書鑑(都独自様式)
- 調査結果

汚染あり(基準不適合土壤の判明)

要措置区域等の指定

法第14条適用フロー

土地の形質の変更の着手予定日の30日前までに
(法第4条第1項)
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

- 届出書鑑(法様式第6)
- 添付図面(平面図・断面図)
- 土地所有者の形質変更への同意書
等

汚染のおそれあり

(法第14条第1項)指定の申請書

※法第4条第1項と同時提出が原則です。

- 申請書鑑(法様式第11)
- 土地所有者等の指定の申請への合意書
- 調査結果

※申請に基づく調査結果は、法第4条第2項
に基づく調査結果と同一となります。

要措置区域等の指定

※ 法第14条の手続が適切になされない場合は、通常フローで手続を行うこととなります。

条例第117条及び法第14条が適用される場合の手続きフロー

条例第117条のフロー

土壌汚染対策法第14条のフロー

土地の改変の概要が確定後提出

平成29年第3回定例会 予算要求

平成30年第1回定例会 結果報告

同計画書を基本設計等で措置

提出・届出のタイミング等は都と相談

※4

(条例第117条第1項)
土地利用の履歴等調査届出書

汚染のおそれあり(※1)

※1 要措置区域等の指定を受けている土地履歴等調査により、区域の指定を受けて以降、有害物質の使用等による新たな汚染のおそれが生じていないかどうかを、確認してください。新たな汚染のおそれが生じている場合は、条例第117条第2項に基づく報告が必要です。

(条例第117条第2項) ※2
土壌汚染状況調査報告書

汚染あり

※2 法第14条に基づく指定の申請が行われたとき原則として、第2項の鑑(条例第32号様式)のみ提出が必要です。(八王子市・町田市は除く)

(条例第117条第3項) ※3
汚染拡散防止計画提出書

※3 要措置区域等の指定前に汚染拡散防止措置を実施するとき
法第12条第2項及び法第16条に準じた届出がなされた場合、原則として、第3項の鑑(条例第33号様式)のみ提出が必要です。(八王子市・町田市は除く)

(条例第117条第4項)
汚染拡散防止措置完了届出書

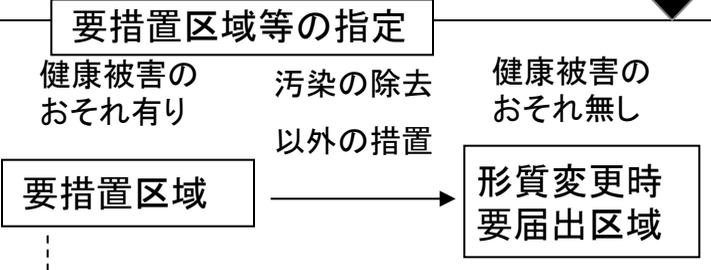
※4 要措置区域等の指定を受けたとき
条例第117条第3項、第4項の手続が完了したものとみなされます。ただし、第4項の規定による汚染拡散防止措置完了届出書として以下の書類提出が必要です。

- ・届出書鑑(条例第31号様式)
- ・要措置区域等の指定の公報(写)

土壌汚染状況調査
(汚染あり)

指定の申請書(法第14条)

要措置区域等の指定を受ける前
(以下の届出をお願いします。)
(土地の形質を変更する場合)
土地の形質の変更届出書(第12条第2項)
(区域外に汚染土壌を搬出する場合)
汚染土壌の区域外搬出届出書(第16条第1項)



(土地の形質を変更する場合)

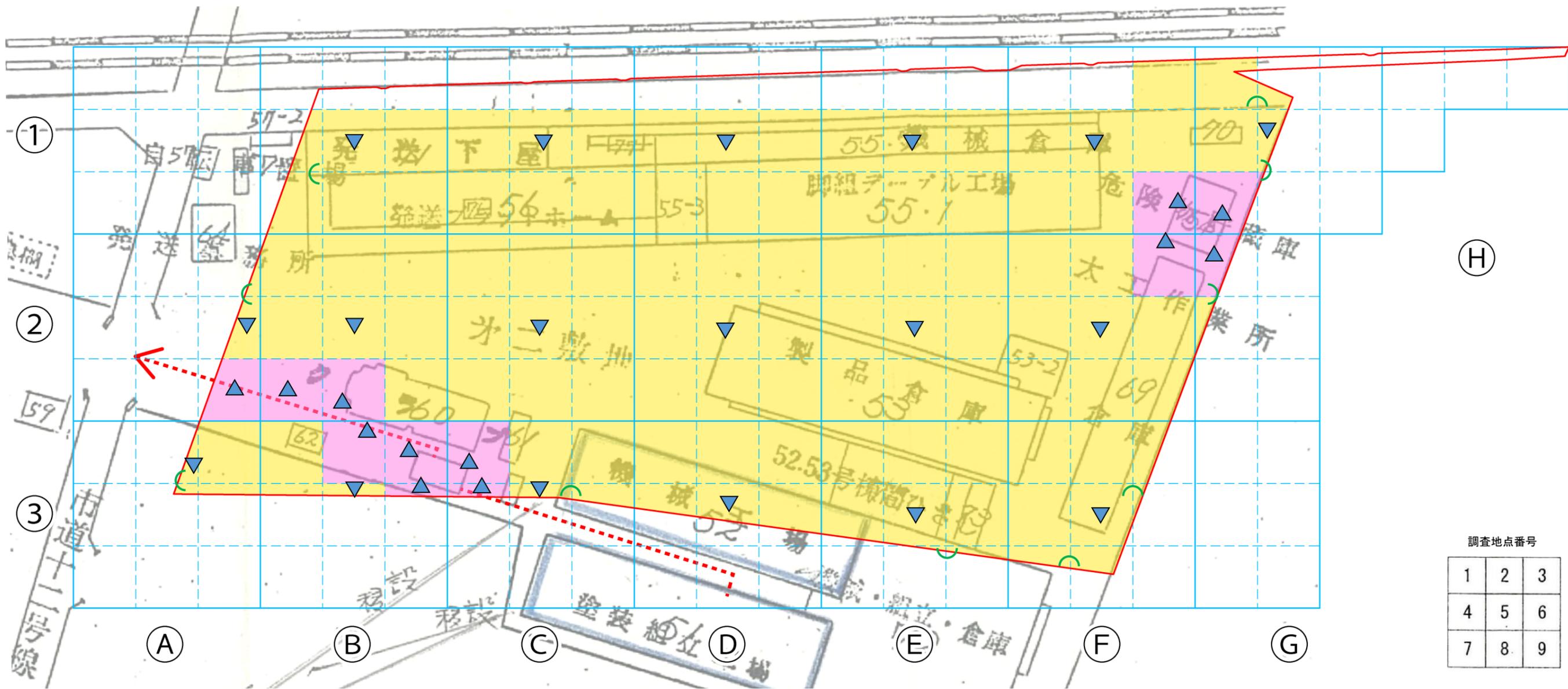
土地の形質の変更届出書(第12条第1項)

(区域外に汚染土壌を搬出する場合)
汚染土壌の区域外搬出届出書(第16条第1項)

(汚染の除去がなされた場合)

区域指定の解除

措置完了報告書の提出が必要です



調査地点番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

第一種特定有害物質 (VOC)

凡例

- : 対象地
- : 汚染のおそれが多い部分
- : 汚染のおそれが少ない部分
- ▲ : 土壌ガス採取位置 (第一調査区分区画) (12 検体)
- ▼ : 土壌ガス採取位置 (第二調査区分区画) (18 検体)
- : 汚染のおそれのある地下配管
- : 統合する区画

図1 調査平面図 (第一種特定有害物質 (VOC) [蛇の目マシン工業(株)操業地盤])

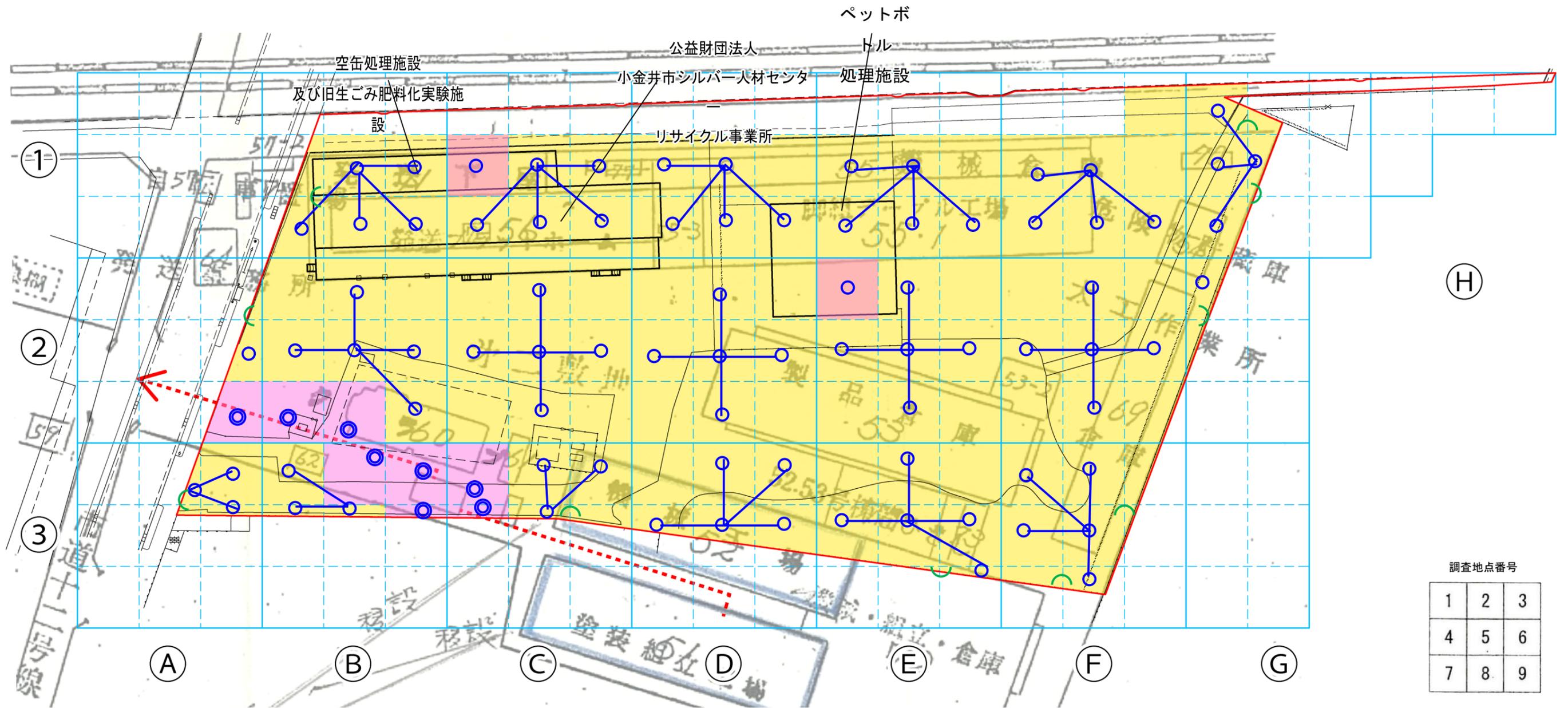
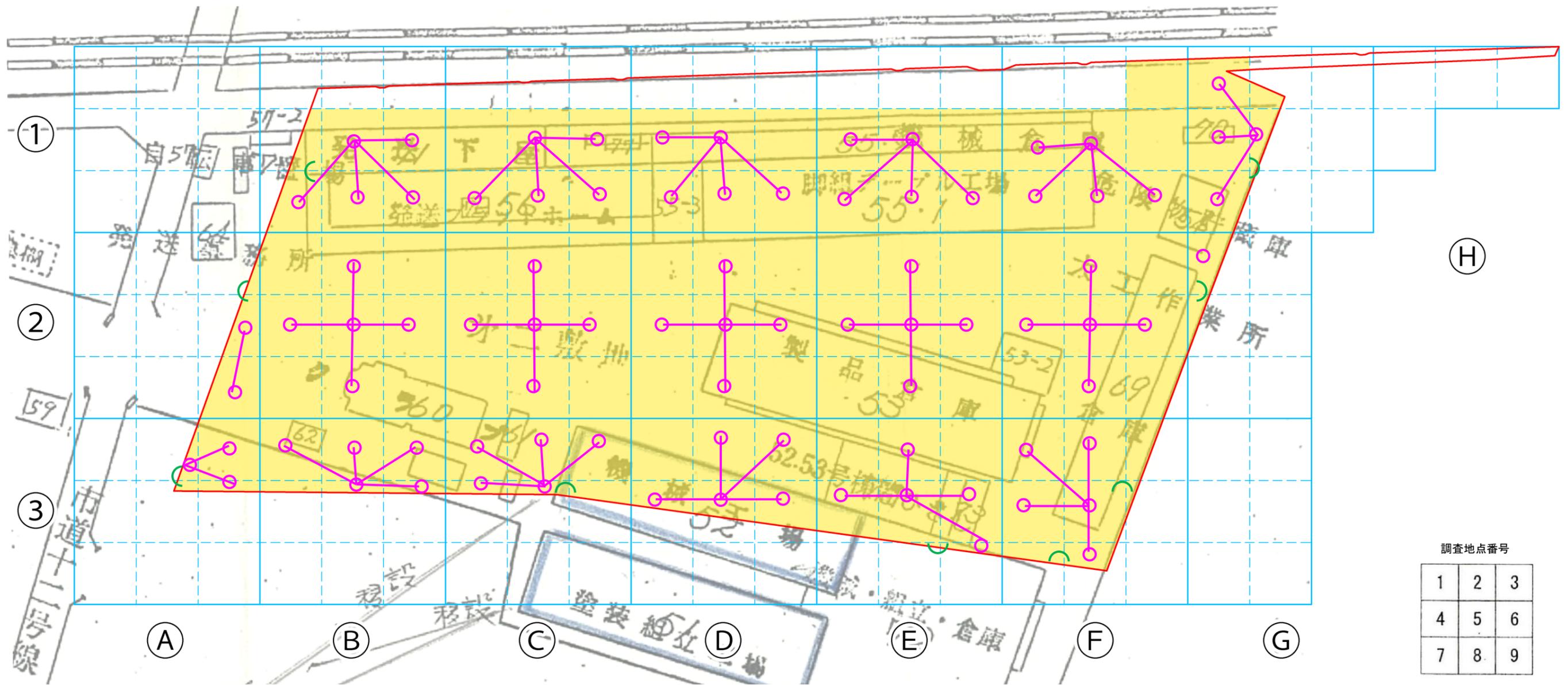


図2 調査平面図（第二種特定有害物質（重金属））〔蛇の目マシン工業(株) 操業地盤と現施設地盤との重ね合わせ〕

第二種特定有害物質（重金属）

凡例

- : 対象地
- : 汚染のおそれが多い部分
- : 汚染のおそれが少ない部分
- : 土壌採取位置（第一調査区分区画、地下配管等の調査）（8検体）
- : 土壌採取位置（第一調査区分区画）（10検体）
- : 土壌採取位置（第二調査区分区画）（19検体）
- : 汚染のおそれのある地下配管
- : 統合する区画



調査地点番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

第三種特定有害物質（ポリ塩化ビフェニルのみ）

凡例

- : 対象地
- : 汚染のおそれが少ない部分
- ✚ : 土壌採取位置（第二調査区分区画）（19 検体）
- ⤿ : 統合する区画

図3 調査平面図（第三種特定有害物質（ポリ塩化ビフェニルのみ））〔蛇の目マシン工業(株)操業地盤〕

庁舎建設予定地土壌汚染状況調査委託の結果概要について

1 所在地

小金井市中町三丁目19番16号（庁舎建設予定地）

2 所在地番等

小金井市中町三丁目1957番5、1957番7、1957番9
 小金井市緑町五丁目1957番17

3 主な委託内容

- (1) 土壌汚染状況調査
- (2) 調査結果の評価及び報告書作成

4 試料採取期間

- (1) ガス採取 平成29年11月28日、平成29年12月2日
- (2) 土壌採取 平成29年11月27日から平成29年12月2日まで

5 結果の概要

(1) 土壌ガス調査

	調査区画数	基準不適合 区画数	定量下限値 (ppm)	最大濃度 (ppm)
第一種特定有害物質(揮発性有機化合物)				
クロロエチレン	174	0	0.1	ND
四塩化炭素	174	0	0.1	ND
1,2-ジクロロエタン	174	0	0.1	ND
1,1-ジクロロエチレン	174	0	0.1	ND
シス-1,2-ジクロロエチレン	174	0	0.1	ND
1,3-ジクロロプロペン	174	0	0.1	ND
ジクロロメタン	174	0	0.1	ND
テトラクロロエチレン	174	0	0.1	ND
1,1,1-トリクロロエタン	174	0	0.1	ND
1,1,2-トリクロロエタン	174	0	0.1	ND
トリクロロエチレン	174	0	0.1	ND
ベンゼン	174	0	0.05	ND

※1 ND:不検出

※2 調査区画数は、第一調査区分区画:12区画、第二調査区分区画:9区画×18=162区画の合計

(2) 土壌溶出量調査

	基準 (mg/L)	調査区画数	基準不適合 区画数	定量下限値 (mg/L)	最大濃度 (mg/L)
第二種特定有害物質(重金属等)					
鉛及びその化合物	0.01	181	0	0.005	ND
カドミウム及びその化合物	0.01	181	0	0.001	ND
六価クロム化合物	0.05	181	0	0.01	0.01
シアン化合物	検出されないこと	181	0	0.1	ND
水銀及びその化合物	0.0005	181	0	0.0005	ND
セレン及びその化合物	0.01	181	0	0.002	ND
砒素及びその化合物	0.01	181	0	0.001	0.001
ふっ素及びその化合物	0.8	181	0	0.08	0.27
ほう素及びその化合物	1	181	0	0.05	0.18
第三種特定有害物質(ポリ塩化ビフェニル)					
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	171	0	0.0005	ND

※1 ND:不検出

※2 第二種特定有害物質の調査区画数は、第一調査区分区画:10 区画、第二調査区分区画:9 区画×19=171 区画の合計

※3 第三種特定有害物質の調査区画数は、第二調査区分区画:9 区画×19

(3) 土壌含有量調査

	基準 (mg/kg)	調査区画数	基準不適合 区画数	定量下限値 (mg/kg)	最大濃度 (mg/kg)
第二種特定有害物質(重金属等)					
鉛及びその化合物	150	181	0	10	80
カドミウム及びその化合物	150	181	0	10	ND
六価クロム化合物	250	181	0	20	ND
シアン化合物	50	181	0	5	ND
水銀及びその化合物	15	181	0	1	ND
セレン及びその化合物	150	181	0	10	ND
砒素及びその化合物	150	181	0	10	ND
ふっ素及びその化合物	4000	181	0	100	160
ほう素及びその化合物	4000	181	0	100	ND

※1 ND:不検出

※2 調査区画数は、第一調査区分区画:10 区画、第二調査区分区画:9 区画×19=171 区画の合計